★凍結胚延長時の予約枠・持ち物・決まり事★

凍結胚保存期限が切れた日付以降～次月末までに来院をお願いいたします

※上記までに来院できない場合ホームページよりメールにてご連絡ください

※お電話でのお問い合わせは受けつけておりません

●予約枠：治療再開未定→胚・精子更新診察

治療再開希望→不妊 6 ヶ月ぶり

※必ずご予約と事前に WEB 問診をお願いいたします。

●できるだけ担当 Dr が出勤されている日に来院ください●

◎当日お支払い希望の場合は夫婦でご来院ください。
◎持ち物⇒診察券･ﾏｲﾅ保険証もしくは資格確認書、お持ちであれば記入済みの延長用紙
注：(+保険延長の場合は必ず夫婦で来院と来院日から 3 ヶ月以内に発行した戸籍謄本(全部事項証明)が必要)

☆保存期限が切れた月に妊娠中の方⇒自費での延長
☆保存期限が切れた月に妊娠中ではない方で
①1 年以内に保険で治療再開予定の方⇒保険での延長可能
★保険の規則に従って、6 ヶ月毎に治療計画の更新が必要となり来院が必須となります。
②1 年以内に保険で治療再開予定はない方・悩まれている方⇒自費での延長

※基本的に入室して先生とお話をしていただきますので診察料（￥1,500 くらい）が掛かります。
※保険延長は厚生労働省の規則に従って、夫婦で来院していただけない場合や来院日から 3 ヶ月以内に発行した戸籍謄本の持参がない場合、6 ヶ月毎に計画書の更新に来院できない場合はいかなる理由でも保険延長はできませんのでご注意ください。(保険延長の規則は厚生労働省(国)が決めているルールになります。夫婦で来院ができない、戸籍謄本の準備ができない、6 ヶ月毎に計画書の更新に来院できない等のお問い合わせは受けかねます。)
※破棄希望の場合は破棄同意書が必ず必要になります。詳しくは当院ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ(Wovie)をご確認ください。
※お電話でのお問い合わせは受けつけておりません。
お問い合わせ先等、詳しくは当院ホームページ、胚・精子凍結延長・破棄のご案内をご確認ください。
（上記に保険改定等で変更がある可能性もありますので来院前に一度、当院ホームページをご確認ください。）